



平成 21 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 澁 澤 倉 庫 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 犬 塚 静 衛  
(コード番号 9304 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 総 務 部 長  
池 内 健  
(電話 03-3660-4041)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 162 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- 1) 資産の有効活用と管理費用の削減をはかるとともに、営業・管理部門の経営資源を集中・効率化することにより、企業基盤の強化を目指すため、本店所在地を東京都中央区から東京都江東区に移転するものであります (変更案第 3 条)。

この変更につきましては、平成 21 年 7 月 31 日までに開催される当社取締役会において決議する本店移転日をもって効力が生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります (変更案附則第 2 条)。

- 2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行 (いわゆる株券電子化) されましたので、当社現行定款第 7 条(株券の発行)の規定は、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止したものとみなされることになりました。

これに伴い、当社定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ①当社の定款上不要となりました株券に関する規定(現行定款第 7 条および第 8 条第 2 項)の削除を行うとともに、実質株主および実質株主名簿に関する規定(同第 9 条および第 10 条第 3 項)について所要の変更を行うものであります。
- ②株券喪失登録簿については、「決済合理化法」施行日の翌日から起算して 1 年経過する日までこれを備え置く必要があることから、その事務を株主名簿管理人に委託するための所要の規定を附則に設けるものであります (変更案附則第 1 条)。
- ③その他条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

(ただし、変更後の定款第 3 条は、平成 21 年 7 月 31 日までに開催される取締役会において決議する本店移転日をもって効力が発生いたします。)

以 上

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条(本店所在地) 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>第4条～第6条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条(单元株式数及び单元未満株券の不発行) &lt;条文省略&gt; 2.当社は、<u>前条の規定にかかわらず、单元未 満株式に係る株券を発行しない。但し、株式 取扱規程に定めるところについてはこの限 りでない。</u></p> <p>第9条(单元未満株式についての権利) 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する单元未満株式について、次に掲 げる権利以外の権利を行使することができな い。 (1)～(3) &lt;条文省略&gt;</p> <p>第10条(株主名簿管理人) &lt;条文省略&gt; 2. &lt;条文省略&gt; 3.当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下 同じ。)</u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿 の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新 株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する 事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当 会社においては、取り扱わない。</p> <p>第11条～第45条 &lt;条文省略&gt; &lt;新 設&gt; &lt;新 設&gt;</p>	<p>第3条(本店所在地) 当社は、本店を東京都<u>江東区</u>に置く</p> <p>第4条～第6条 &lt;現行どおり&gt; &lt;削 る&gt;</p> <p>第7条(单元株式数) &lt;現行どおり&gt; &lt;削 る&gt;</p> <p>第8条(单元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する单元未満株式につ いて、次に掲げる権利以外の権利を行使するこ とができない。 (1)～(3) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第9条(株主名簿管理人) &lt;現行どおり&gt; 2 &lt;現行どおり&gt; 3.当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作 成ならびに備置きその他の株主名簿及び新 株予約権原簿に関する事務は、これを株主 名簿管理人に委託し、当社においては、 取り扱わない。</p> <p>第10条～第44条 &lt;現行どおり&gt; 附 則</p> <p>第1条 (株券喪失登録簿) <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、こ れを株主名簿管理人に委託し、当社におい ては取り扱わない。なお、本条は、平成22 年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって 削るものとする。</u></p>

<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>第2条（本店移転）</u></p> <p><u>第3条（本店所在地）の変更は、平成21年7月31日までに開催される取締役会において決議する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、本店移転の効力発生日の経過をもって削るものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--